

鳥取県建築基準法施行条例の改正案に関する パブリックコメントの実施状況

平成 23 年 4 月
くらしの安心局住宅政策課

1 実施概要

景観や町並みの保全を目的とした区域で市町村が知事の承認を得た区域については 4 m 未満の道路に接する敷地での特殊建築物等の建築を可能にすること、階数が 3 以上の住宅用建築物の道路幅員の適用の除外、床面積 50 ㎡を超え 100 ㎡以下の住宅に付属する自動車車庫の自動車出入口を設けることができる道路幅員の緩和に係る条例改正案について、下記のとおりパブリックコメントを実施した。

(実施期間)

- ・平成 23 年 3 月 14 日(月) から 4 月 8 日(金) までの 4 週間

(意見募集の方法)

- ・別紙のチラシ及び条例改正案資料を県ホームページで公開すると共に、県庁県民課、各総合事務所県民局及び市町村役場において配布した。また、報道機関への情報提供及び新聞掲載を実施した。
- ・4 市の特定行政庁及び民間検査機関において資料を窓口へ配布し、建築関係団体に対しては、直接資料を送付し意見照会を行った。
- ・意見は、郵送、ファクシミリ及び電子メールのほか、パブリックコメント資料を配布した場所に設置した意見箱により受付けた。

2 実施結果の概要

(1) 意見のあった件数・・・6 件(応募者数は 6)

賛成 2 件 改正内容に対する意見 3 件 その他(改正内容への質問) 1 件

(2) 改正内容に対する意見と対応

意見の概要	対応方針
災害発生時に通行不可能で犠牲者が出た場合、最終的に誰が責任を取るのか消防署とも協議してはどうか。緊急自動車等の通行の妨げにならない幅以上に規定することこそ行政が市民の安全に対してとり得る責任ではないか。個人的には安全確保の為、最低でも自動車の規定の最大車幅である 2.5 m 以上(大型特殊を除く)が必要だと思う。	改正案は、従前から立ち並びがある地域において、防火、避難等の支障がないと認められる場合に現行の幅員が 4 m 未満でも建築等を認めようとするものである。 この承認にあたっては、所轄消防署の意見を聞くこととしており、いただいた道路の最低幅員に関する意見も考慮し、防火、避難等の安全確保について確認するよう考えている。
分離型の二世帯住宅、小規模な共同住宅(3 階建て、2 ~ 4 戸程度)も 4 m 以下の前面道路幅員でも認めて欲しい。	改正案は、戸建て住宅であれば、利用者が限定され、かつ少数であるので、避難、交通等の支障にならないと考え、緩和するものであるが、長屋(分離型の二世帯住宅は長屋に該当)共同住宅は戸建て住宅に比べ、規模も大きくなり、利用者も増大することが想定されるため、小規模なものも含め、緩和の対象としないこととした。
兼用住宅については、旧市街地において 2 項道路に残る部分から診療所併用住宅(3 階建てになりがち)等がなくなっていくことを防止するため及び住宅部分の 1/2 未満の兼用住宅が著しく避難上、消防活動上危険となる事例が少ないと思われるため、兼用部分の面積制限の削除を希望する。	兼用住宅の兼用部分については周辺住民へのサービスの提供など小規模な兼業であれば、全体として戸建て住宅として、交通、避難等の支障がないと判断し、面積の上限を設けているものである。面積の上限がない場合、住宅の規模が大きくなるに応じて兼用部分が増大することになるので、面積の上限は必要と考えている。